

名刺交換をさせて頂いた皆様にお届けしています。

つくし会通信

発行：一般社団法人高齢期サポートつくし会 第2号 2015年10月

つくし会からのメッセージ

つくし会では、その活動の中で成年後見や相続・遺言などに関する書籍や研修資料を見る機会が多くあります。また、新聞や雑誌にはこれらに関する様々な事例が取り上げられています。そして、高齢期にある方々に対応されている皆さんの日々の思いがあります。それらのほんの一部ではありますが、一つの紙面に集約し、皆さんにお届けします。業務のちょっとしたヒントに、そしてひと時の息抜きになれば幸いです。

いつ頃出来た言葉？～地域包括ケアシステム～

現在、市町村が地域支援事業の一つとして行っている介護保険制度上の総合事業（正確には「介護予防・日常生活支援総合事業」）は、この4月以降かなり大幅に改正され、「新しい総合事業」として再スタートしているんですね。9月上旬、訪問先事業所の管理者から教えて頂くまで知りませんでした。その後、自分なりに勉強して、介護保険法上の改正内容は多少分かってきましたが、それよりも、この4月以降の制度改正が、地域における医療と介護の総合的な確保という視点での大変大きな制度改正であることを知りました。

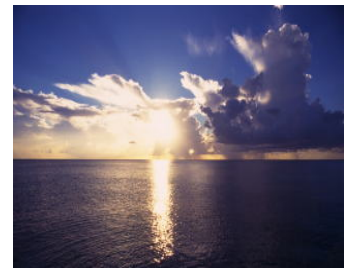
そして、前回のつくし会通信創刊号では、その考えに共感を覚え、「地域包括ケアシステム」を記事に取り上げましたが、今進行している大きな制度改正の基礎概念であることを、記事にした後知って、この言葉、一体いつ頃出来たのかな？と興味を持った次第です。

それで、厚労省の法令等データベースサービスで「地域包括ケアシステム」という言葉を検索してみました。ひと昔前なら図書館通い、本屋通いの末に途中で投げ出していたでしょうね。インターネット様サマといったところですよ。マニアックな調べものになってしまった感もありますが、興味をもって読んで頂ける方がおられれば、調べた甲斐があったというものです。

厚労省所管の法律、政省令、告示 通達の中で「地域包括ケアシステム」という言葉を含む一番古いものは、平成元年に公布、施行された「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（法律第64号）でした。私は、平成25年8月に国から出された報告書が元になっていると思っていたのですが、もう26年も前にその概念や、システム構築を進めるための考えが示されていたんですね。そして、この法律の第3条に、「地域包括ケアシステム構築のための基本的な方針（総合確保方針）を定めなければならない。」とされていますが、この総合確保方針が、何と！四半世紀を経た平成26年9月に「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（告示第354号）として出されているんですね。



この告示の意味は、「今後、～～といった考え方でこの法律を具体的に動かしていきますよ。」という厚労省の意思表示なんです。平成元年以降この告示まで、いくつか検索に引っかかる文書はあるものの本筋のものは無いので、事実上塩漬けになっていた「地域包括ケアシステム」という言葉が、この告示によって再び息を吹き返したといってもいいでしょう。こういう経過にビックリ感を持ち、また、こうした経過となった舞台裏を覗いて見たい気分にもなりますが、少なくとも、地域包括ケアシステムという概念そのものが、「強さ」とか「逞しさ」を持っているから、今再び復活しているんだと、自分ではそんな受け止めをしています。



しかし、他方において、今後の医療や介護に関する多岐にわたる制度改正の基礎概念でもあるだけに、その強さ、逞しさに振り回されそうな気配を覚えると、まずは自分の頭で考えなくてはという気にもなりますが、これが本当に難しいですね。考えの行き着く先は、日々の業務や毎日の生活から何かを学んでいくといった、しごく平凡な結論でしょうか。

「地域連携ていねっと」に参加してきました

「地域連携ていねっと」というのは、札幌市手稲区の周辺地域で医療・介護・福祉関連のお仕事をされている皆様の相互理解を深め「より顔が見えるスムーズな連携」を目的とした会で、単なる勉強会、研修会とは多少異なる側面があるかも知れませんね。

9月16日開催の研修会のテーマは、介護保険制度改正のポイントということで、この8月からの改正点の解説でした。当日は約80人の参加者でしたが、時には100人を超えることもあるとのこと。地域限定の研修会に関わらずこれだけの人数が参加していることに驚きを感じました。

大半は30代、40代の現役バリバリとお見受けしましたが、そういった皆さんが、勉強することがごく当たり前のような雰囲気、淡々とホットなテーマに取り組んでいる姿から、この世界の人材の質の高さを感じました。テーマの如何に関わらず、これから毎回参加したい研修会です。運営上特徴的な点が二つあります。一つは、所属する事業所のパンフの持ち込み、配布が自由なこと。私が参加した日はパンフ30種類ほどが受付テーブルに並べられていました。

もう一つの特徴は、会議前、会議後の空き時間に名刺交換が自由に行われること。特に会議後は後片付け前にフリータイムが設けられ名刺交換を行うことができるようになっていきます。

医療・介護・福祉の分野は特に業と業の間に大切な問題があるように思いますので、この名刺交換タイムを大変心強く感じた次第です。参考までに HP アドレス <http://teinet.jp/ph/>



（投稿）今、私は・・・指定居宅介護支援事業所あすか 管理者 柴田 美樹

今年でケアマネ歴12年を迎えます。様々な利用者様との出会いの中での体験談を書かせて頂きます。私の担当であるお母様は、元々発達障害、お子さん達も精神障害手帳をお持ちで三人家族。お母様は認知症も発症しており、金銭管理は上のお子さんが担っています。

しかし、お子さんは、自分のためにはお金を使うけどお母様のためには使わない、食事も僅かしか与えず自分たちは買い食いし放題で肥満傾向。お母様の年金が三人の主な収入源なため施設入所は難しい状態が続いていました。

この度、お子さん達を一人ずつ「自立」に向けて各一人暮らしをさせようと障害者支援相談員と進めております。生涯独身の「お一人様」もこれからますます多くなり「孤独死」も頻繁に聞かれる昨今ですので、生活支援を必要とされる方も急速に増えてくるのではないかと考えています。そんな時、つくし会さんが新しく生活支援の業務をスタートされたとのことで、頼もしく思っています。たとえ認知症になっても、安心して住み慣れた地域で一人暮らしが出来る環境が現実になってくれれば、と思います。

一般社団法人 高齢期サポートつくし会	検索	(文責) 代表理事 富 舂 和 夫
住所：〒006-0851 札幌市手稲区星置1条1丁目9番8号		
TEL：011-215-6972	FAX：011-215-6973	
E-mail：k-tmms@f7.dion.ne.jp	つくし会通信は隔月発行です。	

お願い：今後この「つくし会通信」の送付をご希望されない場合は、恐縮ですが TEL、FAX、E-mail いずれの方法でも結構ですのでご連絡ください。